

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条の5の規定に基づく電気通信業務の廃止に関する情報

法第18条第1項の規定による届出(事業の休廃止後の届出)	令和4年1月28日
法第26条の4第2項の規定による届出(休廃止周知に係る事前届出)	令和2年2月28日 変更届出：令和3年3月23日

【電気通信業務を廃止した電気通信事業者】

名称	ソフトバンク株式会社
住所	東京都港区海岸一丁目7番1号
代表者	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

対象となる電気通信業務の種類	基礎的電気通信役務に係る電気通信業務	
廃止年月日	令和3年9月30日	
廃止した電気通信業務の内容	ダイレクト電話サービス・デジタルダイレクト通信サービス	
廃止した理由	設備の老朽化及び契約者の減少	
周知を開始した年月日及び周知の実施期間	平成30年2月12日～平成30年3月31日	
廃止した電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	同社の加入電話サービスの役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	利用者の被害の発生についての報告はなかった。	
周知の実施方法	平成30年2月12日～平成30年3月31日	担当営業より対象ユーザーへ個別に案内を実施
	※このほか、同社ウェブサイトでの告知を実施済	
他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報	他の電気通信事業者等との連携は行われていない。	
代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報	周知に用いた情報と同じ	
廃止した電気通信業務に係る電気通信役務の利用者その他の利害関係者から聴取した意見に関して作成し、又は取得した情報	利用者の被害が発生しなかったことから、利害関係者からの意見聴取は行われなかった。	